



 社会福祉法人

上山市社会福祉協議会

しおり

～ 福祉の心をはぐくみ

共にささえあう

つながりのあるまち上山～



この事業は、赤い羽根共同募金の配分金で実施しています。



も く じ

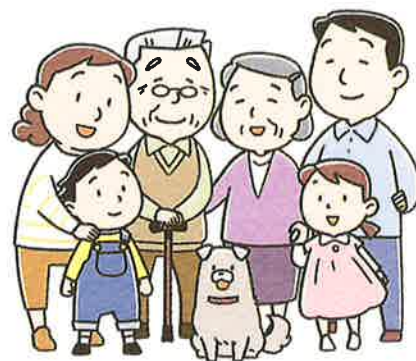


1. 上山市社会福祉協議会について	1
2. 地域の福祉活動について	2
3. ボランティアについて	4
4. 生きがいづくりについて	8
5. 困りごとの相談について	10
6. 介護サービス等について	12
7. 共同募金運動について	14



<社協のマーク>

社会福祉や社会福祉協議会の「社」を図にし、「手を取りあって、明るいしあわせな社会を建設する姿」を表現



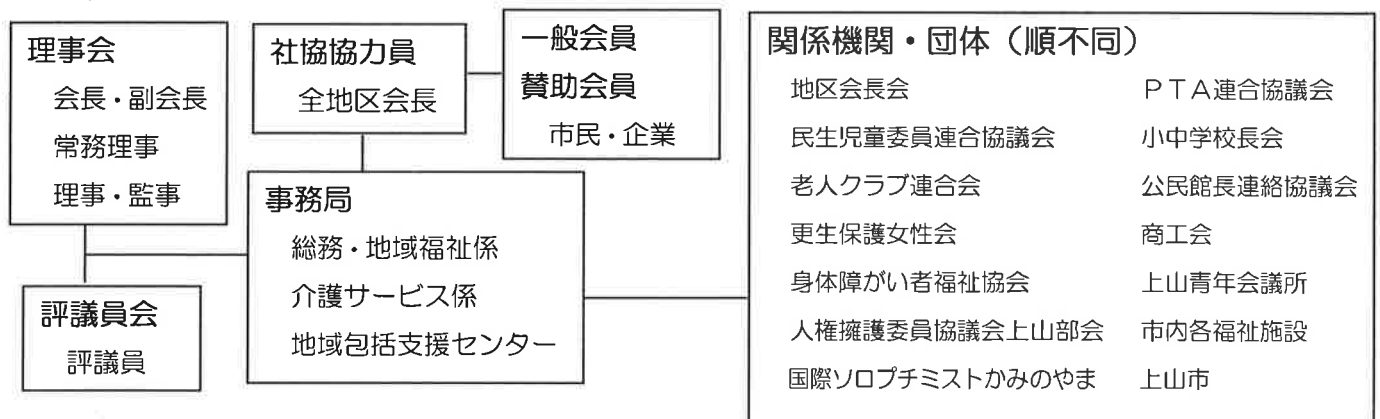
1. 上山市社会福祉協議会について

社会福祉協議会（通称：社協）とは、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間組織です。地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉施設、関係機関団体等の参加・協力のもと、地域の方々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざして、地域福祉や在宅福祉の推進に取り組んでいます。

〈組織体制〉

会長、副会長をはじめ、各関係機関・団体からなる理事・評議員、社協協力員（地区会長）等で組織されています。

○組織図



〈社協会費と寄附〉

社協の事業は、市民の皆様からの会員としての社協会費、補助金、受託金、寄附等に支えられています。また、社協の目的に賛同してくださる方や福祉施設・関係機関等の方々から賛助会員として、ご支援をいただいております。

- ・社協会費 1 世帯：500 円
- ・賛助会費 1 口：1,000 円（個人・会社・事業所・施設など）
- ・寄附等
 - * 社会福祉基金（社会福祉事業全般の運営のため）
 - * たすけあい資金（低所得世帯等への貸付事業資金として）
 - * ふれあい福祉活動応援事業（ボランティア団体等への支援のため）

〈広報活動〉

広報紙やホームページ等を活用し、各種事業の募集やボランティア活動等の情報を発信しています。

- ・社協だより「ふれあい」
- ・ホームページ
- ・Facebook ページ



2.地域の福祉活動について



住み慣れた地域で、安全に安心して暮らしていくために、地域住民が主体となり、共に支え合うまちづくりを積極的に推進しています。

〈地区会による地区福祉連絡会の活動を推進〉

地区会においては、福祉に関する取り組みや情報交換を行う場として、「地区福祉連絡会」の活動を推進しています。地区福祉連絡会は、住み慣れた地域で、助け合いの精神を育むことを目的に、各地区の実情に応じた企画や事業等を実施していただいています。

地区福祉連絡会に対し、前年度の社協会費納入の世帯数に応じて、10,000円～62,000円（9区分）の助成金を交付しています。

○地区福祉連絡会の主な内容

- ①福祉協力員の設置
- ②高齢者等への友愛訪問活動
- ③ふれあい・いきいきサロン活動の設置と運営
- ④ふれあい会食会及び配食サービスの実施
- ⑤福祉研修会・健康教室等の開催
- ⑥世代間の交流を図る事業の推進
- ⑦各種団体との連携や行事への参加
- ⑧非常時の緊急援護体制づくり
- ⑨地区内の奉仕活動（除雪、清掃活動等）



〈地区の遊園遊具等の補助金〉

児童の健全育成をはかるため、市内の各地区で設置・管理している地区管理遊園遊具等の整備に対して補助をしています。

◆地区管理遊園遊具等整備補助金◆

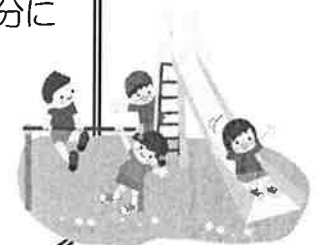
○対象遊具並びに付属設備

すべり台、ブランコ、鉄棒、砂場の砂等の遊具の修理、遊園内の柵、表示看板等の付属設備の修理等（※遊具等の撤去及び廃材等の処分に係る経費は該当しません）

○補助額

整備費の2分の1以内で、上限は1箇所当たり50,000円

※他の補助金や助成金との併用はできません。



〈福祉協力員による見守り活動への支援〉

福祉協力員は、見守り活動を通じて、地区内や隣近所での福祉課題や困っていることを抱えている方を早期発見する担い手です。各地区の中から選任いただき（主に地区役員や隣組長等）、地区会長や民生委員・児童委員と連携を図りながら、安全に安心して暮らせるまちづくりを推進していただいています。

社協では、福祉協力員の意識向上や活動の推進を図るため、福祉協力員への委嘱状作成や活動内容の説明などの支援をしております。

◆福祉協力員の活動例◆

- ・ 市報配布時等に「変わりありませんか？困っていることはありませんか？」と、声をかけながら訪問しています。
- ・ 福祉協力員の意識向上のため、表札を作成して、玄関先にかけています。
- ・ 一人暮らしの高齢者宅の除雪活動を行う組織体制を作っています。 など

上組組長
福祉協力員

福祉協力員の表札

☆福祉協力員の活動の流れ☆

地域の中での気がかりな方等
への見守り活動と奉仕活動

例：声かけ、安否確認、話し相手、
除雪、ゴミだし など



日常生活を送る
にあたり、困りご
とを抱えている
方への気づき

関係者・関係機関への
連絡や報告

地区会長、民生委員・児童委員、
市役所、社協、地域包括支援セン
ター、警察、消防 他



気になるサインの例 ～見守り活動時のポイント～

自宅の様子

- ・ 郵便物、新聞がたまっている。
- ・ 電気がずっとついていて、もしくは夜になっても消えたままである。
- ・ 洗濯物が干しっぱなしになっている。
- ・ 日中でも雨戸やカーテンが閉じた状態。
- ・ 異臭がする。
- ・ 家の中や周りに様々なものが置かれた状態になっている。

本人の様子

- ・ 最近、電話や訪問に応答がない。
- ・ 最近、元気がなく、様子がなんとなくおかしい。
- ・ 必要な福祉サービスを利用していないようだ。
- ・ 定期的な外出先がなく、近隣との交流がないようだ。



3. ボランティアについて



ボランティアの情報の提供及び支援、活動を行うボランティア等のネットワーク化の推進を図っています。

〈ボランティアの相談・調整・登録〉

社協では、ボランティア活動やグループ立ち上げの相談、活動に対する支援、ボランティアの依頼に対する調整を行っています。

また、市内でボランティア活動に取り組む個人や団体等からご登録いただき、ボランティア活動の支援をしています。登録ボランティアの個人・団体等には、助成制度や研修会の案内、相談や育成支援、広報紙やホームページ等での情報発信を行います。

登録ボランティアの皆様の活動について、より多くの市民の方に知っていただけるよう、市福祉大会と合同でボランティア活動の発表・展示、活動者の表彰を行っています。

〈ボランティア保険〉

安心してボランティア活動に取り組んでいただくために、ボランティア保険の加入をお勧めしています。ボランティア保険は、ボランティア活動中の様々な事故によるケガや他人へ損害を与え、賠償責任を負った場合に対応する保険です。加入手続きは、社協が窓口となっております。

■ ボランティア活動保険

プラン・保険料 1人あたり 基本プラン 350円 / 天災・地震補償プラン 500円

補償期間(保険期間) 4月1日(中途加入の場合は、加入申込手続き完了日の翌日から)から
翌年3月31日まで

■ ボランティア行事用保険

プラン・保険料 Aプラン(宿泊を伴わない行事) 1人1日あたり28円~(最低保険料560円)

補償期間(保険期間) あらかじめ指定した行事開催期間

* ボランティア募集について *

市内で活動できる様々なボランティア活動があります。活動内容としては、福祉施設等での活動、被災地での活動、除雪活動、清掃活動、収集活動等があります。

ボランティア活動に興味のある方、またはやってみたいという方は、ご相談ください。

 **登録ボランティア（団体）** 

※営利団体等除く
※敬称略・順不同

NO	団体名	活動内容
1	秋葉山のひめさゆりをふやそう会	秋葉山とその周辺のヒメサユリ育成と増殖、保護と自然環境等の整備
2	とんと昔上山会	市立図書館、小学校、市内の福祉施設などで、方言での昔語り
3	上山市高校生ボランティアサークル ジュニアリーダーあすなる	市主催事業の企画・運営に関わり、話し合いや子ども向けのゲームなどの練習、地域のボランティア活動などへの参加
4	公益社団法人 上山青年会議所	主催事業を通しての社会貢献活動
5	図書ボランティア スプーンの会	市立図書館での絵本等の読み聞かせとエプロンシアターや上山に伝わる紙芝居の上演
6	上山市声の広報グループ	視覚障がい者に市報を音訳・編集・発送、視覚障がい者への支援等
7	上山昔ばなし切り絵の会	市立図書館などで児童を対象に、地域に伝承する民話をもとに切り絵の作成と上映
8	ボランティアサークルつくしんぼ	市立図書館で児童を対象とした図書に関連する布絵本の展示、遊具の作成、作品作りの指導
9	上山市観光ボランティアガイド協会	上山城を中心とした観光地（名所旧跡）の紹介と案内、各種まつりへの参加協力
10	上山明新館高等学校 J R C 部	街頭や校内での募金活動、社協から依頼のあった事業への協力等
11	蔵王緑の騎士団	蔵王山周辺の森林整備活動
12	童謡愛好会（野の花）	市内福祉施設などでの童謡・唱歌の披露
13	ふれあい食事サービス 調理・配食ボランティア	市内の 65 歳以上の一人暮らし、高齢者のみの世帯、日中一人暮らしの方を対象に、昼食の手作り弁当を届ける
14	上山市災害ボランティア	被災地でのボランティア活動の支援と協力、市内で災害発生時に災害ボランティアセンターでの運営の協力、訓練や研修会等への参加

登録ボランティア（個人） 

※敬称略・順不同

NO	氏名	活動内容	NO	氏名	活動内容
1	鏡 好男	ギターの弾き語りや演奏	6	魚々亭麦酒	落語、マジック
2	小関文助	健康、福祉講話や演芸（腹話術、落語、講談、演奏）の披露	7	水木かおり	演歌の披露
3	富樫さち子	音楽療法	8	山田皓子	ヘルマンハーブの演奏と実演、認知症の講話
4	ハッピーたけ	マジック	9	佐藤英子	和太鼓の演奏
5	石塚賢二	歌の披露			

〈ふれあい福祉活動応援事業（ボランティア団体等への助成金）〉

市民の自主的な福祉活動の活性化による福祉のまちづくりを推進するため、ボランティア団体等が行う社会福祉事業に対し助成金を交付しています。

- ・対象団体：上山市に活動の拠点があり、上山市民を対象に継続的な事業を行う福祉団体
- ・対象事業：高齢者や障がい者の支援、ボランティア活動等、地域福祉や在宅福祉の普及向上に貢献する事業
- ・助成金額：事業費の3分の2以内で、上限は、1団体につき100,000円
- ・対象経費：事業立ち上げや新規事業実施に係る活動事業を行うのに直接要する費用（※ただし、人件費、打ち合わせ会や反省会などの食糧費や団体の経常的な運営費は除く）

〈福祉学習について〉

福祉活動に対する市民の意識と関心が高まるように、地域や学校、公民館等と連携しながら車いす体験、視覚障がい者疑似体験等の福祉学習の支援を行っています。



車いす体験の様子

〈福祉出前講座について〉

地域の福祉活動、ボランティア活動、社協が実施している事業等への理解を深めていただき、福祉を身近に感じてもらうことを目的に出前講座を行っています。

NO	メニュー
1	福祉についての講話
2	高齢者疑似体験
3	車いす体験
4	白杖、アイマスク体験
5	ユニバーサルスポーツ体験（ボッチャ、モルック等）
6	ボランティア活動について（ボランティアの基本、災害ボランティア等）
7	地域福祉活動について（地域での支え合い・助け合い、福祉協力員活動等）
8	地域のサロンでの講話（脳トレ、レクリエーション等）
9	権利擁護に関すること（福祉サービス利用援助事業、成年後見制度等）
10	高齢者の権利擁護について
11	介護予防について（健康体操等）
12	認知症について（認知症予防・脳トレ、認知症サポーター養成講座等）
13	介護保険について（介護保険サービス等）

NO. 1～9 について…上山市社会福祉協議会 総務・地域福祉係 ☎695-5095

NO. 10～13 について…上山市地域包括支援センター

☎673-6055（直通） ☎672-1111（内線 144、148）

※記載メニュー以外についてもご要望がございましたら、お気軽にお問合せください。

〈物品の貸出について〉 ※費用 無料 貸出期間 1週間（車いすは2週間）

地区会やふれあい・いきいきサロン活動、体験学習等でご活用いただけます。



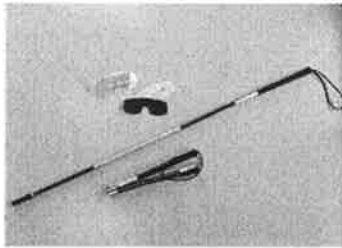
上山ふるさとカルタ



山形方言カルタ



ヤクルトシェイカー
(レクリエーションに使用)

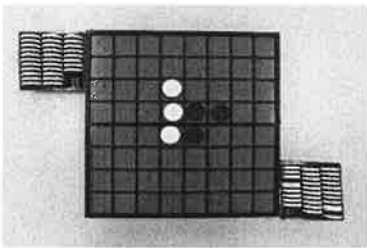


白杖・アイマスク
(視覚障がい者疑似体験)



車いす

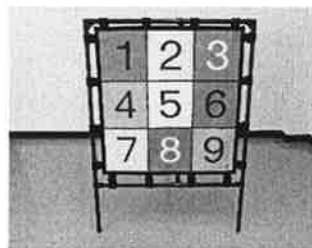
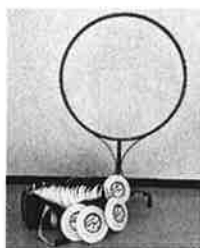
車いすは、入退院時
や外出等で一時的
に使用する方へも
貸出しています。



オセロ、トランプ (ユニバーサルデザイン)



ボッチャ、フライングディスク
(障がい者スポーツ)



ターゲットゲーム
(組み立て式)



モルック



助け合いゲーム



防災カードゲーム



ダーツ



4.活きがいづくりについて



住み慣れた地域で、いきいきと元気に生活していけるよう、地域での社会参加や交流等の活きがいづくりを支援しています。

〈ふれあい・いきいきサロン(居場所づくり)〉

ふれあい・いきいきサロンは、高齢者・障がい者・児童・地域住民等が孤立感の解消や健康づくり、不安の解消等を目的として取り組んでいる、地域の身近な居場所づくりです。

ふれあい・いきいきサロンづくりの推進を行うために、各サロン団体や運営協力者へのサポートを行っています。



- 支援内容：サロンの立ち上げや運営に関する相談、講座の開催、講師・ボランティアの紹介・派遣調整、活動費の助成 等
※助成は要項に基づき実施しておりますので、詳細はお問い合わせください。
- 活動内容：お茶のみ、健康や交通安全に関する講話、体操、レクリエーション、ボランティアによる芸能披露 等



市内のサロンでは、様々な内容を取り入れながら実施されています。

〈温泉デイサービス〉

家に閉じこもりがちな高齢者に、市内の旅館等を活用して、ふれあいの場を提供し、健康で生きがいのある生活を支援する、温泉デイサービス事業を行っています。

- 対象：概ね 65 歳以上の介護保険制度での要介護・要支援・事業対象者に該当しない方で、健康推進課に登録した方
- 内容：健康チェック、温泉入浴、レクリエーション、昼食 等
- 参加料：1人 1,500 円（昼食代含む）
- 申込先：健康推進課 電話：672-1111（内線 151）

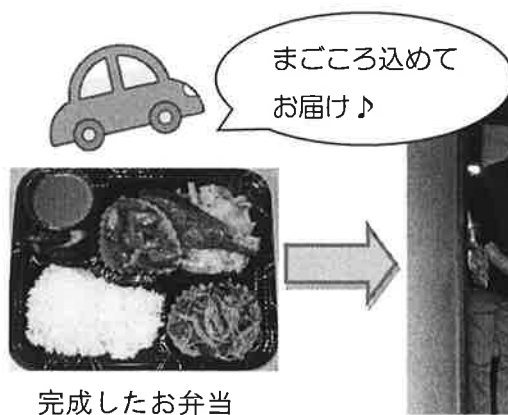


〈ふれあい食事サービス(配食サービス)〉

調理ボランティアによる栄養の整った手づくりのお弁当を、配食ボランティアが高齢者等宅へ配達し、「食生活の支援」と「配達を通じた安否確認」を行っています。

- ・対象：①、②、③の全てに該当する方
 - ①上山市内在住で概ね 65 歳以上の方
 - ②一人暮らし、高齢者のみ世帯、家族が同居していても、日中一人になり日常生活に不安のある方
 - ③食事に関すること（調理、買い物、ゴミ出し、火の始末など）で支援が必要な方
- ・利用日：週1回の昼食（毎週火、水、木曜日のうち1日）
- ・利用料金：1食500円
- ・申込先：上山市福祉課 電話 672-1111（内線 147）

★食事サービスの流れ★



まごころ込めて
お届け♪

〈福祉バスの運行〉

福祉団体の活動や公民館の研修事業、温泉デイサービス事業の送迎等のために福祉バスを運行しています。

- ・利用対象：福祉関係団体等が実施する事業・研修等（サロン運営団体は1回使用可能）
- ・運行日時：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後4時30分
- ・座席：普通座席15席、補助席5席、
車椅子席2席（※車椅子利用者のみ使用可能）
- ・申込先：社協にご連絡の上、日程調整を行います。使用する10日前までに利用申込書・搭乗者名簿・行程表・目的地の地図等の提出が必要です。
※各書類は、社協窓口またはホームページからダウンロード可能





5. 困りごとの相談について

市民が生涯にわたり、相談できる体制を整えるとともに、相談者に寄り添った支援ができるよう、相談窓口の充実に努めています。また、新たな地域生活課題が増加する中で、各種団体等と連携し、課題解決に向けて支援を行っています。

〈高齢者の総合相談（上山市地域包括支援センター）〉

高齢者の総合相談窓口として、皆様の暮らしを支援しています。

【支援内容】

- 高齢者の皆様やそのご家族の介護・健康・福祉等に関すること
 - 自立して生活できるように、身体の状態に合った健康づくりや介護予防のお手伝い
 - 成年後見制度の手続きや消費者被害、高齢者虐待に関すること
 - 認知症の方やご家族からの相談対応
- ※高齢者に関する各種講座（認知症サポーター養成講座等）を行っています。
- 生活支援・介護予防の体制づくりや支え合いの地域づくり

場 所：上山市役所 1 階 正面入口をに入って左奥

電 話：673-6055（直通）／672-1111（内線：144・148）



〈心配ごと・困りごと・法律相談〉

誰もが気軽に相談できる窓口として、上山市ふれあい相談所を開設しています。相談に応じた情報の提供や専門機関への橋渡しなどを行っています。

開設日時：一般相談…第1・第3木曜日（午前10時～午後3時まで）

無料法律相談…毎月第1木曜日（午後1時～4時まで）※予約制

場 所：市役所 1 階 市民相談室

電 話：【法律相談の予約】 673-2750（土日祝日を除く：午前9時～午後5時）

【開催日の電話相談】 672-1111（内線 129）

当日の
正午まで

〈生活に関する困りごとの相談（上山市生活自立支援センター）〉

上山市内在住で、失業や離職、病気等の理由により、暮らしに不安や困りごとを抱えている方の相談窓口として、上山市生活自立支援センター（電話：679-8890）を設置しています。状況に合わせ、来所、電話、自宅訪問、関係機関への同行など柔軟に対応しています。

○自立相談支援

…担当者がご本人やご家族から、生活に関する困りごと等の話を伺い、自立に向けた目標と支援内容について、一緒に考え、個別の支援計画を作ります。

○住居確保給付金の給付申請

…離職等により、住居を失った又は、失うおそれがある方の話を伺い、住居確保給付金の給付申請に向けた支援を行います。所得制限があります。

〈生活資金等の貸付〉

○生活福祉資金貸付制度（運営主体は山形県社会福祉協議会）

失業時や緊急時の一時的な生活費や就学に必要な費用等について、貸付の相談窓口として、支援を行っています。貸付の申請をする際は、お住まいの担当民生委員と連携しながら相談・支援を行い、経済的自立と生活の安定を目指しています。

対 象：低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯 等

主な資金の種類（資金ごとに貸付条件が異なり、所得制限や貸付額の上限があります）

- ・総合支援資金…失業者に対する、当面の生活に関わる一時資金の貸付
- ・福祉資金（福祉費）…技能資格取得、冠婚葬祭、医療や介護等、様々な用途への貸付
- ・福祉資金（緊急小口資金）…緊急かつ一時的に生計の維持が困難な際の少額貸付
- ・教育支援資金…高校、大学、専門学校等に進学する際の就学費用や入学経費の貸付

○たすけあい資金

上山市内在住の世帯で、一時的に収入が足りず、生活の維持が困難になった世帯に対し、生活費の貸付を行っています。貸付の申請をする際は、お住まいの担当の民生委員等と連携して対応しながら、生活安定と自立促進に必要な相談支援を行います。

貸付限度額：60,000円(無利子)

※原則として上山市内在住の連帯保証人が必要です。

〈福祉サービスの利用やお金の管理等の支援〉

○福祉サービス利用援助事業

福祉サービスを利用している(利用予定のある)認知症等の高齢者や障がいを抱えた方、判断能力の低下等により日常生活に不安がある方を対象とした福祉サービス等の利用援助や日常的な金銭管理等の支援を行っています。

支援内容：福祉サービスの利用手続や利用料の支払いの支援、通帳等の預かり等

利 用 料：1回（1時間程度）1,500円



○法人後見事業

地域住民が安心して成年後見制度を利用して生活できるように、社協が法人として成年後見人等を受任し、被成年後見人等を長期的に継続して支援します。

○上山市成年後見センター

成年後見制度の利用促進を図るために、上山市成年後見センターを設置しています。

認知症や知的障がい、精神障がい等により契約などの手続きが難しい方が、地域で安心して暮らせるよう成年後見制度の案内や相談対応を行っています。



6.介護サービス等について



高齢や障がい等で、日常生活で家事が大変になった、家族の介護が難しくなったなどの、ご相談をお受けしています。

住み慣れたご自宅等での日常生活の家事や介護を支援します。

〈介護保険のサービス〉

介護保険サービスは、介護認定（要支援1・2、要介護1～5）を受けられた方等がご利用できます。介護認定の度合いによって、利用できるサービスが異なりますので、詳細は各事業所にお問い合わせください。

【居宅系サービス】

◇居宅介護支援事業所 電話：673-2820

介護支援専門員（ケアマネジャー）が、在宅で介護の必要な方や、そのご家族等からの相談をお受けして、その人に合ったサービスの提案や調整を行い、ケアプランを作成します。居宅介護支援の費用は、介護保険制度により全額負担されます。



営業日：月～金曜日（休日：土・日・祝日・年末年始）

営業時間：午前8時30分～午後5時30分

- ▶右のQRコードよりLINEでも相談をお受けしています。
お返事は受付時間内（平日午前8時30分～午後5時30分）での対応となります。ご了承ください。



◇訪問介護事業所 電話：677-1570

訪問介護員（ホームヘルパー）が、ご自宅に訪問して、食事の介助や清拭等の身体介護、掃除や洗濯などの生活支援をお手伝いします。

- *身体介護（食事・排泄の介助、身体の清拭・入浴の介助等）
- *生活援助（居室の掃除・洗濯・買い物・調理等）

営業日：月～日曜日

営業時間：午前7時～午後10時



【通所系サービス】

◇デイサービスはやま 電話：673-3725

少人数（定員 12 名）で、家庭的な雰囲気の日サービスです。四季に合わせた行事や食事、天然の温泉を利用した入浴、レクリエーションなどを通して、ゆったり楽しく1日をお過ごしいただけます。

営業日：月～金曜日（土・日・年末年始を除く）

営業時間：午前9時～午後4時



◇デイサービスはやま 通所型サービスA 電話：673-3649（寿荘内）

定員は 20 名で、自分で身の回りのことをできている方が対象の日サービスです。お風呂は、天然の温泉を利用しており、様々なレクリエーションなどを通して、1 日を楽しくお過ごしいただけます。

営業日：月～金曜日（土・日・年末年始を除く）

営業時間：午前9時30分～午後3時30分



〈社協の介護保険外のサービス〉

◇障害者居宅介護支援事業所 電話：677-1570

障害者総合支援法に基づき、居宅介護系のサービスを必要とする方へ、訪問介護員（ホームヘルパー）が食事の介助や清拭等の身体介護、掃除や洗濯などの生活支援をお手伝いします。

◇子育て世帯訪問支援事業（家事支援） 電話：677-1570

子育て世帯において、家事の支援等を必要とする方に対し、訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣して、調理や掃除等の家事支援を提供します。

◇ふれあい訪問サービス 電話：677-1570

臨時的に介護等が必要となる方に、介護保険外のサービスを提供しています。

対象者：社協の訪問介護を利用されている方、社協が特に必要と認められた方

提供するサービス：介護保険に該当しないサービス（例…通院時の院内の付添い、冠婚葬祭など外出の付添い、高齢者・障がい者世帯のごみ出し 等）

各サービスの利用料金の詳細は、各事業所へお問合せください。

7.共同募金運動について



共同募金運動

シンボルキャラクター

“愛ちゃん”と“希望君”

「山形県共同募金会上山市共同募金委員会」の事務局を社協が担当し、共同募金運動に取り組んでいます。毎年 10 月から 12 月にかけて赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動を行っています。

〈赤い羽根共同募金〉

地域福祉の推進を目的とした募金運動で、身近な居場所づくり（サロン）、小・中・高校生の福祉学習、災害時の支援体制整備、福祉団体、ボランティアへの支援等、地域の福祉活動へ幅広く活用されています。



街頭募金の様子

*戸別募金（世帯募金）

市内の各世帯から募金をいただいています。（1世帯 400 円以上）

*法人募金

市内の会社や事業所からご協力をいただいています。

*福祉団体等募金

市内の福祉施設・学校・保育所等からご協力をいただいています。

*街頭募金

市内のスーパー等の入口にて、ボランティア・福祉団体からご協力をいただき、募金活動を実施しています。

*災害義援金

豪雨災害や震災等で被害を受けた等、被災地の住民の方々へ支援をするために、義援金の募集を行っています。災害の種別や都道府県等を指定しての受付、企業・学校等の団体等についても義援金をお受けしています。

〈歳末たすけあい募金〉

経済的に困りの家庭や、市内の福祉向上のために活動されている施設に配分され、市民の皆様が明るい新年を迎えられるよう活用されています。



*戸別募金（世帯募金）

市内の各世帯から募金をいただいています。（1世帯 250 円以上）



社会福祉法人 上山市社会福祉協議会



① 上山市社会福祉協議会（市民福祉活動支援センター“ふれあい”）



- 上山市社会福祉協議会事務局
- 山形県共同募金会 上山市共同募金委員会
- 上山市生活自立支援センター
- 上山市成年後見センター
- 訪問介護事業所
- 居宅介護支援事業所

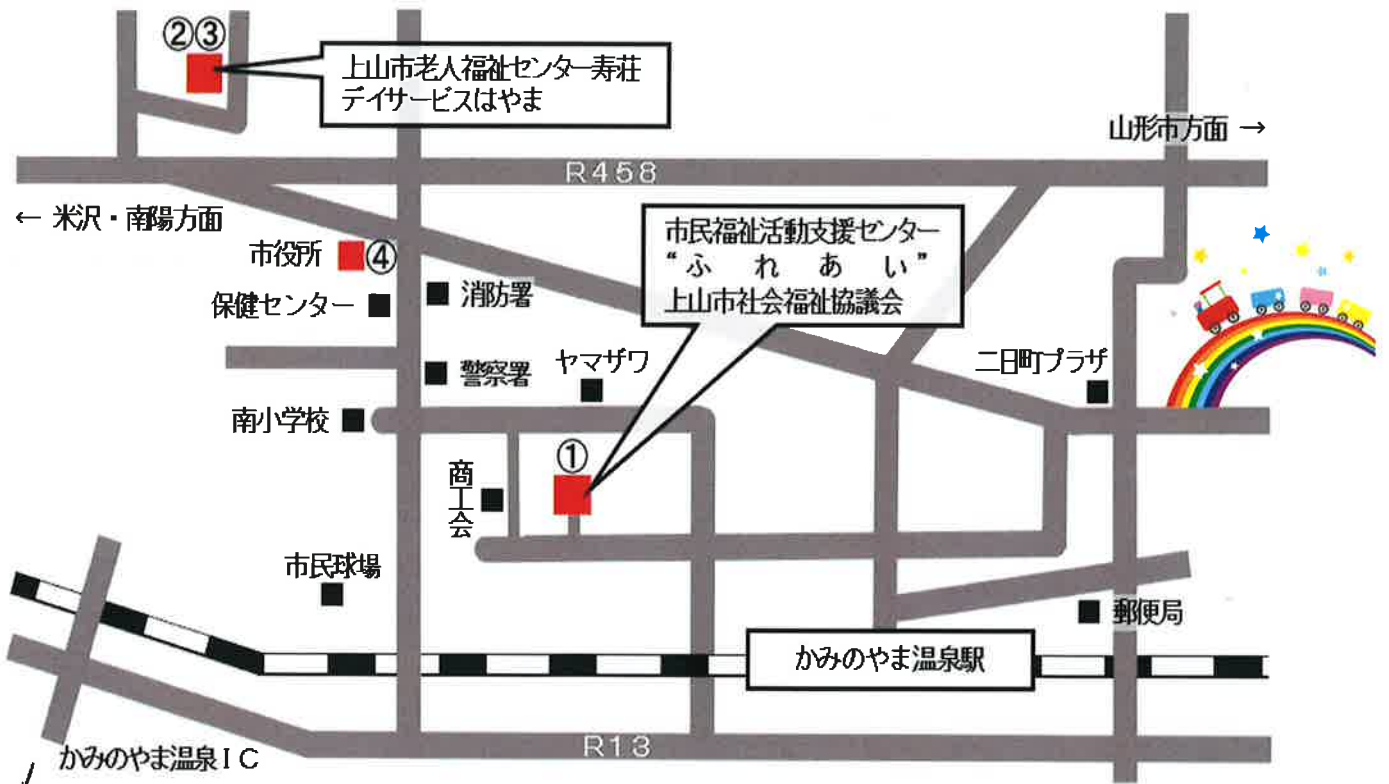
② 上山市老人福祉センター寿荘 （葉山公衆浴場）



③ デイサービスはやま



④ 上山市地域包括支援センター （上山市役所 1階 正面玄関左奥）



〈令和 8 年度発行〉

社会福祉法人 上山市社会福祉協議会

〒999-3135 上山市南町4番5-12

電話：695-5095

FAX：695-5096

E-mail：kaminoyama@ic-net.or.jp



社協 HP



Facebook ページ